## 【講演録】

# フランスから見た日本政治―比較研究の意義 アルノ・グリヴォ

# 【第1部】フランスにおける日本政治・法学研究の現状

#### 1. はじめに

私は、ナント市出身で、ナント大学法学部に通い、交換留学で来ていた日 本人学生と交流しながら日本語を勉強しました。法学部を卒業してから日本 に行きたいという願望がありましたが、当時、ナント大学では協定校があり ませんでした(ナント市は新潟市とは姉妹都市にはなりましたが、パリに行っ た直後にその協定ができました)。(旧)パリ第7(ディドロ)大学(2019年 大学統合後の現在のパリ大学) はそうした協定が多く. 他方でイナルコ (INALCO. 国立東洋文化言語学院)よりも(日本語学科の)学生が少なかっ たため、それを目指して3年生に編入しました。そのまま修士課程も日本語 日本文化研究科で研究し、交換留学で神戸大学に1年交換留学しました。そ れから博士課程に進み、日本の文部科学省から奨学金を頂きながら神戸大学 に、再度、国費留学しました。1年半、正規生にはならず研究生として過ごし、 フランスに帰り就職することを考えて、フランスで博士論文を提出しました (2016年)。その後、ポスドク (PD) を日本の国際交流基金セミナーの特別 枠(フランス、イギリス、アメリカ、オーストラリアにも存在しているプロ グラム)で、海外で現代日本について理解を深めるためのプログラムがあり、 イナルコから採用されました。パリ第7大学からも採用されました方もいま したが、その方はイナルコ出身でしたので、クロスして採用されました。

本講演のタイトルは、「フランスから見た日本政治―比較研究の意義」です。

第1部では、フランスにおける日本政治・法学研究の現状を話します。私は、フランス日本研究学会(SFEJ(Société française des études japonaises))の会計担当となっておりますが、同学会は、毎年、年報を出しております。それらにいくつかのデータがあるので(出典:Bulletins de la SFEJ〔フランス日本研究学会年報 (2010-2018)〕)、それらを使って自分なりに統計を取ってみました。ただ単にフランスでは、日本の政治、日本の法体制に関する研究が少ないというだけでは少し足りないのではないかと思いましたので、数字を見ながら説明を進めていきます。第2部は、日本政治とフランスの政治の比較の意義は果たしてあるのか、あればどこにあるのかということについて簡単な検討を試みました。ただし、最終的な答えがあるわけではありません。

# 2. 日本におけるフランス法学研究とフランスにおける日本法・政治研究の比較

第1印象から入ります。フランスの大学では、日本政治や日本の法体制、法学の研究が非常に少ないといえます。私もポストの獲得に苦戦しましたが、あまり研究されていない分野を自分が狙って頑張ったわけでして、それはある意味でチャンスでした。他方で、(日本政治研究に)果たして需要があるのか、という問題があります。そして、需要があるのであれば、法学部や法科大学院の法学研究科にあるのか、それとも日本研究学科と日本語学科にあるのか。そこには2つのルートがありますが、私は後者になります。

日本の大学では、フランス政治や法学に関する知識が抱負であり、フランスとは本当に比べものになりません。昨日は「慶大フランス公法研究会」に参加し、本当に驚きました。2年、3年前から新井先生と知り合いで、(「日仏公法セミナー」などを含む)そうしたネットワークが存在していることを認識してはいましたが、毎回、その知識の深さに頭が上がらない状況です。政治学と法学をめぐる日仏交流の大部分が、結局日本側から支えられているのが現状です。フランスでは、そもそも日本研究の数が少ないので、全て対

等にすることはおそらくできないかと思いますが、交流がより対等な関係に なるように頑張りたいと思います。

フランスでは、日本政治が話題になることがめったにありません。話題になる場合、フランスのジャーナリストの主な情報源は結局、英語で書かれたものとなります(ジャパン・タイムズなど)。フランス語で書かれた記事は少ないのです。たとえば、フィリップ・ポンス(Philippe Pons、ル・モンド記者。同(安永愛訳)『裏社会の日本史』(筑摩書房、2006年)がある。)やフィリップ・メスメル(Philippe Mesmer、ル・モンド日本特派員。)などの記者がいます。フランスで日本研究を対象とする学者などの間では大変有名ですが、本当に例外的です。日本の記事は、基本的にこの二人が書いています。

他方で日本からは、読売新聞、毎日新聞、朝日新聞などのパリ支局があります。ジャーナリストが何人いるのかわかりませんが、フジテレビもあります。自分の知り合いの研究者にも日本のメディアを研究している方がいますが、フジテレビの仕事をさせてもらっています。そういう状況は全くフランス側にはありません。AFP(L'Agence France-Presse、フランス通信社)という報道通信会社があり、ほとんどの情報はここから来るのですが、フランスで取材されるフランス人の日本専門家は少ないです。

フランスでは、国立研究センターという研究メインの組織があり、パリ及び全フランスにその部局がありますが、研究者は大学か、そこにいくか、という2パターンがあります。他方で、シアンスポ(Sciences-Po、(パリ)政治学院)もありますが、本当に学者が少ないです。しかも、あまり学者の側からも積極的にメディアに出ず、連絡が来ても消極的なことが多いです。

# 3. フランスにおける日本の取り上げられ方

# (1) 日本に関する先入観

そもそも、マスコミの日本に関する扱いについても、日本への先入観が固まっております。いくら説明をしようと思っても、最終的には「日本はこん

なことが言えるのではないでしょうか。」ということになり、今話した20分で何も伝わらなかったのかなと思ってしまうくらい、フラストレーションがたまることがあります。しかし、それでも研究者が頑張らないと、日本に関する適切な情報が結局一般市民までには届かないのは当たり前かなと思います。ただ、最近は改善の兆しが見られます。私もいくつかのラジオで、たとえば1時間、安倍政権に関する番組があったりして、また働き方改革とかについて話す機会もあります。1時間程度のうち自分が話すのは20分だけですが、まだましな方ではないかと思います。

ところで、日本が話題になると、その異国情緒にものすごく焦点があてられます。何か変わった現象があると、それは日本だからそうなるといった話、つまり日本社会の特殊性の話になってしまいます。具体的には、個人主義が充分に進んでいないとか、団体意識が強いとかといった点です。 3 週間くらい前の話ですが、カルロス・ゴーン事件をめぐっては、日本の刑事手続が時代遅れであるということが一日本の中でもそうですが一言われております。他方で、フランスにもいろいろ問題があるのではないかと思っております。たとえば、刑務所などは、すでに欧州人権裁判所からも何回も叩かれており、批判する立場にはないようにも感じます。また日本では二重国籍や夫婦別姓を認めていないこと、さらに女性の社会的地位や子どもの面会問題(共同親権と面会交流の問題)に加えて移民の比率などに関して、日本人は排他的であるとか、留学生の中でもそういう話を聞いたりするのです。では、フランスではどうなっているのか。最近のコロナ・ウィルスの問題を見ても結構差別が酷いので、ちょっと待ってと言いたくなります。

時代遅れという批判についても、逆に日本の場合には、先進国の多くが直面している少子高齢化―イタリア、ドイツもそうですが、フランスはまだ恵まれている方です―など、進んでいるからこそ出てくる問題に直面しているのではないかと思うのです。また、無縁社会や引きこもりといった話題もいつも出てきます。それはフランスには全く存在しないことはおそらくないと思うのですが、引きこ

もりはイコール日本のような感じになっています。ネットカフェ難民とか、あと 介護施設における人手不足を解消するためのロボットの問題などもしかりです。

#### (2) 日本政治への関心の低さ

さらに、政治については、学者の中でも(日本の)国内政治よりも国際政治の方が研究されています。安全保障や9条、日米安保とか、北朝鮮、中国、領土問題などです。領土問題も若干時代遅れという考え方もありますが。フランスで日本政治についてもっと知りたいと思っている人たちからすると、フランス政治にも影響をする日本政治というと、やはり国際政治安全保障や拉致問題とかいった、身近ではないものの、フランスと関係しているところだけを見ることになります。また、フランスだけでなくても、安全保障に関するアジア地域の安定性といった問題や、レア・アースといった問題になります。つまり、日本の国内政治の研究は本当に少ないのです。

ひとつの説明要因として挙げられるのは、長いこと短命政権であったことから、日本政治の「顔」がなかったという点にあるかもしれません。それは、安倍政権になってからはだいぶ変わり、総理大臣の名前を知っているフランス人がものすごく増えました。以前は、たとえば鳩山(元首相)などは全く知らずに、民主党政権になったことだけが少し知られていたくらいです。日本と縁のない方だと、日本はそもそも民主主義国家なのかと聞く場合もあります。あるいは、日本は独裁国家であるとか共産主義国家であるとか、といったことを言う人もあり、その程度の知識になっており、顔がないから興味が湧かないといった感じでした。

興味が出てきたのは、やはり高度成長の時です。やはり経済的要因があって、経済的な日本の奇跡があり、経済、高度経済成長になってオイルショックを得ても、かなり成長率が欧米諸国よりはだいぶ上だったことから興味が湧いてきたようです。私も、小学校、中学校、高校だった時は、「日本は、経済的な巨人、政治的な小人」といわれ、ヨーロッパ、アメリカ、日本という一中国を含まないー3柱のようなものがありました。そういう決まり文句を

138 - フランスから見た日本政治―比較研究の意義 (グリヴォ) 知っていた感じです。

#### 4. フランスの大学における日本研究

#### (1) 全体像

フランスにおいて、日本が研究対象となっている大学を計算しますと 12 大学あります。パリには大学が3つあり、そのなかの(現在の)パリ大学とイナルコは大きく、教員数も学生数も多いです。

問題点としては、当たり前なのですが、日本政治研究が少ないことです。一方で、日本研究が、そもそも比較的には少なくもないともいえます。ヨーロッパの中では、フランスにおける日本研究が、他の加盟国から認められています。教員数はすごいといわれています。しかし、その中で政治と法学の専門家が非常に少なく、メインは文学、言語学、歴史となります。日本の政治や法学については、研究したくても指導教官が少なく、再生産することが難しいというアンバランスがあります。最近は日本語学科、日本語学部に入る学生は、現代日本に興味を持つことが多いのです。昔の侍や芸者とかといった研究の道は残っているのですが、興味としてはやはり、現代日本のポップカルチャーが大多数を占めています。そのような中で日本現代政治に興味を持つ学生が増えてきたので、教員が判り始め、現代日本を研究対象としている博士を採用する動きが、この10年くらいで見られるようになりました。

#### (2) 学生の状況

学士課程,修士課程,博士課程の学生数を見ますと、トータルで学士課程は4000人以上です。修士課程は600名,博士課程は37名です。アルファベット順(表参照)ですが、学生が多いのは、イナルコです。トゥールーズ大学も多いです(300名)。(旧)パリ第7(ディドロ)大学(現在のパリ大学)も150名です。パリより少し南にあるオルレアン大学は200名います。

他の学部を見ない限り分からないかと思いますが、進級率があまりよくありません。1年生は、40パーセントくらい通りますが、最後まで行くのは本

当に少ないです。4分の1より少し上程度です。教師として何が問題かというと、教員の能力不足の側面もあるのですが、学生がいなくなると新しいポストを確保することは難しくなります。高等教育省に対して「もう少し増やしてください。1年生も一定程度いるのに比べて教員の数が足りていません。」と言うと、「いや、2年生、3年生の進級率を見てください。」と言われるのです。ただ、こちらの立場からすると、あまりにも少なすぎて、結局学生の指導がうまくできなくなり、進級率がすごく低くなるという連鎖なのです。日本語を勉強することはそう簡単なことではないので、教員数でだいぶ変わります。階段教室で法学の授業をしていても、別に300人の400人を相手にしても変わらないのでしょうが、外国語は使わないと何もどうにもならないので、かなり教員数が致命的です。

なお、学生数はイナルコが断トツに多いです。また、現在のパリ大学(のうち、(旧) パリ第7 (ディドロ) 大学)は、イナルコから歩いて5分なので、修士課程を合併しました。イナルコと現在のパリ大学の修士課程の日本研究コースだと、学生が同じ授業に出ています。指導教官は、自分が所属している大学の教官から出さないといけませんが、2人で指導を受けるケースもあります。博士課程は少ないか多いのか断言できませんが、挫折する方が多いような気がします。

学士課程 (L) の学生数

「日本語のみ | (LLCER) 又は「日本語+英語 | (LEA)

LLCER et LEA	L1	L2	L3
Aix Marseille LLCER	99	51	28
Aix Marseille LEA	141	46	23
Aix Marseille TRI-LANGUE	21	9	7
Bordeaux LLCER	155	84	47
Bordeaux LEA	158	80	51
Cergy-Pontoise LEA	70	35	28
Grenoble Alpes LEA	100	60	35
INALCO LLCER	405	243	141
Lille LLCER	100	40	50
Lyon 3 LLCER	113	54	35
Lyon 3 LEA	137	60	43
Orléans LEA	197	55	59
Paris-Diderot LLCER	157	82	53
Paris-Diderot LEA	30	22	15
Strasbourg LLCER	170	62	31
Strasbourg LEA	50	25	10
Toulouse LLCER	314	121	46
Toulouse LEA	116	28	21
Total (4292)	2533	1036	723

修士課程(M)・博士課程(D)の学生数 「日本語のみ」(LLCER)又は「日本語+英語」(LEA)

Master et Doctorat	M1	M2	D
Aix Marseille	35	15	
Bordeaux LLCER	35	15	
Bordeaux LEA	9	9	
Cergy-Pontoise LEA	10	8	
Grenoble Alpes LEA	7	4	
INALCO LLCER	63	40	19
Lille LLCER	15	3	1
Lyon 3 LLCER	22	20	11
Lyon 3 LEA	34	33	
Orléans LEA	13	12	
Paris Diderot LLCER	28	25	5
Paris Diderot LEA	25	20	
Strasbourg LLCER	14	17	
Toulouse LLCER	36	1	1
Toulouse LEA	4	0	
Total (609)	350	222	37

教員数

	常勤	非常勤
Aix Marseille	4	4
Bordeaux (LLCER, LEA)	7	7
Cergy-Pontoise	2	1
Grenoble Alpes	3	5
INALCO	18	12
Lille	5	4
Lyon 3 (LLCER, LEA)	8	5
Orléans	3	1
Paris Diderot (LLCER)	12	10
Paris Diderot (LEA)	1	3
Strasbourg (LLCER, LEA)	5	4
Toulouse (LLCER, LEA)	7	6
Total	75	62

学生数 / 教員数の比率

Aix Marseille	30,9
Bordeaux	40,1
Cergy-Pontoise	44,3
Grenoble Alpes	40,6
INALCO	26,3
Lille	38,3
Orléans LEA	77,8
Paris-Diderot LLCER	13,9
Paris-Diderot LEA	22,3
Strasbourg	38,7
Toulouse	53,8

注:非常勤と常勤の間には授業数が大幅に異なるので学生数を<u>教員の勤務時</u>間で割った方が現状が正確に把握できると言えよう。

前ページからの計4種の表については、SFEJ (la Société Française des Etudes Japonaises, フランス日本研究学会), État des lieux de l'enseignement de japonais dans l'enseignement supérieur en France pour l'année universitaire 2018-2019 (フランスの上等教育における日本語教育の現状 – 2018-2019 年) より抜粋し、必要な部分を邦訳した。

#### (3) 教員の状況

次は、教員数です。テニュア保持者としての准教授と教授を見ておきます。 他方、非常勤講師とか日本語の授業しかしていない日本語教師(日本語教師 免許を持っている方がかなり多く日本から来ています)がいます。それらが 半分半分になっています。中国研究も韓国研究も全く同じような傾向があり ます。英語やドイツ語だと、非常勤講師の数が、准教授、教授より少ないです。

学生数と教員数の比率を見ると、パリ大学がものすごく恵まれていることがわかります。1人の教員には14人の学生がいます。非常勤と常勤の間では、授業科目数が本当に大幅に違っていますので、学生数を教員数で割るのでなくて、教員の勤務時間で割った方が、どこまで大変なのかということが把握できるのではないかと思います。例えば、現在、自分の知り合いが就いているオルレアン大学は、1人で70名になっています。本当に頑張っている学生はなんとかなるのですが、手伝いが必要な学生だと、その場で挫折するか、とにかく進級できなくて、あまり良くない成績で結局、2年生まで上がれな

い。学士号をギリギリ取ったとしても、20点満点中平均点の10点ギリギリの所を取ったとしても、その後は日本語を労働市場に入って職場でこう活かせるのかとなると、全然ダメで、面接も通らず、あまり就職口がないということになります。それなりの日本語力がないと、どうにもならないのです。

# 5. フランスの法学部・政治学部における日本研究

#### (1) フランスの法学・政治学に関する主な研究者

以上では、日本研究に関する学部と研究科を見てきましたが、法学部と政 治学部では日本研究対象としている方がいらっしゃるのかというと、いない ことはないですが、少ない状況です。たとえば、パリのシアンスポには2人 の方がいらっしゃいます。そのうちの一人は、日本における中国人の移民と か、女性の移民と売春の関係とか、そのようなことを研究されています。し かし、日本のことしかやってないわけではありません。おそらくこの二人は、 日本のことしかやりたくないと言った時点で採用されないでしょう。シアン スポ・リオンには、(日本研究者として)著名なベアトリス・ジャリュゾ(Béatrice Jaluzot) という研究者がいますが、それくらいです。リヨン第2大学に去年 採用された方もいらっしゃいますが、この方も日本における東南アジア出身 者やフィリピン移民の研究をしています。また、セバスチャン・ルシュヴァ リエ (Sébastien Lechevalier) は、有名な経済学者であるピケティが所属する 社会科学高等研究院の同僚です。この方は政治経済学で、完全に経済学者で す(この方の本の邦訳があります。セバスチャン・ルシュヴァリエ(新川敏 光(監訳))『日本資本主義の大転換』(岩波書店、2015年))。さらに、フラ ンス国立科学研究センターがありますが、ここには今のところおらず、それ が教員のなかでは話題になっています。中国研究者はいますが、日本研究者 はいないです。フランス国際問題研究所には、安全保障とか、自衛隊や9条 などを研究する研究者がいます。

# (2) 法学・政治学部と日本専門家

では、なぜ法学部や政治学部に日本の専門家が少ないのかというと、まずは、日本語の学習に時間を要するので、博士課程に進んでから日本語を勉強しようとなると(何人かはいますが)、時間かかりすぎてやはり難しいということが挙げられます。結局、その前に交換留学の経験がない限り、日本を研究テーマにすることはまずないです。日本を研究対象にするとなれば、やはりポストの確保に苦戦することになります。

結局のところ、法学部やシアンスポ出身の方が、その教員として日本研究の学部に入ることはできないのではないかと思われます。准教授として、シアンスポからきてパリ大学に入る方もほとんどいません。なぜかというと、私もそうですが、一応日本語の授業もやらないといけないので、日本語が読めるのですけども話せないとか、時間をかけて1次資料は読めることは読めますが、日本語が教えられるのかとなると、それができなければアウトだからです。ですので、基本的に法学部、法学研究科に就職するならば、同じテーマであったとしても議会政治とかポピュリズムだったとすると、やはりヨーロッパの加盟国をテーマとした研究を優先することが多くなります。

それはいつもそうであったわけではありません。80年代後半から日本の経済成長が西洋諸国において、かなり注目を集めたので、その時にはその需要が生まれてきたので、何人かの研究・専門家が採用されました。しかし、それらの皆さんが、わずか10年間に採用され、今は退官し名誉教授になっています。なので、今は全くいないです。つまり、その需要がないということです。中国が台頭して日本は終わりといった認識があり、残念なことです。(日本研究の)エリック・セズレ(Éric Seizelet)は、私の指導教官でした。私の博士論文の口頭試問の時には、3名の審査員がいました。うち一人は、渋沢クローデル賞の審査員ですので、ものすごく狭い世界です。

# (3) フランスにおける日本研究に関する博士論文

先ほどお話ししたフランス日本研究学会年報の数字を見て表にしてみました。2012年のものしか見当たらなかったのですが、一応、いくつかの博士論

文が提出されたことがわかります。中に入っているのは、日本研究科の出身でない方の博士論文です。合計を見ますと 40% も、日本語学科または日本研究家の出身でない方が、日本に関する論文を提出しました。政治や法学、法体制に関する研究に絞りますと、数は少なくなります。総数の 23% です。でも 4分の1というと、決して少なくないような印象がありますが、広い意味での政治と関係している博士論文なので、少し社会学の内容であったとしても、それを政治の方に強引に回してしまいました。結局、日本研究科出身でない方の博士論文は、トータルの 42.8% になっているので、これとあまり変わらないので、一見して日本政治と関係している博士論文が同じ割合で、日本研究科とそうでない研究科から出ています。

他方で、狭義の政治・法学分野に入るものをあえて示しますと、35本ではなくて19本になります。総数のうちの13%になるのです。もちろん狭義なので少なくなることは当たり前ですが、驚いたのは、日本研究科以外の所属の博士課程の学生が出している論文の中で12本もあることです。ですから63%になります。ということは、日本の政治や法学、法体制と関係している博士論文のほとんどは、日本研究科から提出されていないことになります。つまり、シアンスポや法学・政治学の研究科で書かれた論文となります。

しかし、先ほどの話と以上の情報を交差すると、ポストの確保はかなり苦戦します。准教授の採用を見ますと、毎年、5とか4とか、7(名)もあるのですが、基本的には、3、3、2(名)とか、10名弱で5名あたりとなります。そのうち、ある方は政治と漫画とか、北朝鮮・韓国と日本、対朝鮮日本外交のような論文を書いている人もいます。また他の方は、先ほどお話しした中国人の移民政策などを書いています。さらに私も含まれます。日本研究がトータルで40人いるなかで、その中の政治学者は5名だけです。もう一人カウントしたのですが、ベルギーにいるので、本当はカウントするはずではなかったのです(指導教官が同じですので入れました)。ベルギーはフランスに近いのですが、実はフランス語圏ではなく、オランダ語(フラマン語)を勉強す

144 - フランスから見た日本政治―比較研究の意義(グリヴォ)

る必要が生じました。

以上、第1部の講演を終わりとします。

博士論文と准教授採用からみた日本政治・法学

	総数(うち日本 研究科でない)	政治・法学分野 (うち日本研究科 でない)	テーマ <u>下線</u> =狭義の政治・法学分野	准教授採用 (うち政治・法学専門/ <u>下線</u> =狭義)	
2010	2	0		5 <u>(1)</u>	
2011	3	1	政治と漫画	3 (1)	
2012	14 (4)	3	生活保護/明治新聞/転向	5 (2)	
2013	16 (4)	3 (2)	医療法 (日仏比較)/県知事/日本対アフリカ外交	4 (1)	
2014	12 (5)	3	日本対北朝鮮外交/政治とメディア/インドシナと日本 (1940)	4 + 1 ベルギーにて <u>(1)</u>	
2015	26(14)	5 (4)	都市計画法(日仏比較) /縮小都市/東京都とグローバル化/ 日本の安全保障(1922-36)	7 <u>(1)</u>	
2016	24 (7)	8 (2)	スマートシティ政策/経済政策/サラ金の規制政策/日本の小学校と ジェンダー/ボビュリズム(日仏比較)/大陸浪人/政官関係	3 (0)	
2017	25 (14)	5 (4)	日本のエネルギー政策/フランスと東京裁判/日本の新聞と原子力/ 日系ブラジル人/日露戦争と軍事医療/環境と市民社会	3 (0)	
2018	27 (11)	7 (3)	市民パトロール隊 (日仏比較)/ 母子家庭/不正選挙 (1890-1937)/ フランス軍事顧問団/日本裁判官の消極性/原発と民事責任/ ポップミュージックの政治性	2 (1)	
<b>∨</b> =1	1 10 1501 1007	数治·法学分野=35本 →搬费の23% 拉治·法学分野で日本 研究科以外=15本 →政治·法学の42.8%	狭義の政治・法学分野=19本 (総数の13%)	2019 5 (1+ <u>1</u> )	
合計	149 (59) 40%		狭義の政治・法学分野で日本研究科以外=12本 (狭義の政治・法学分野の63%)	合計=42名 (政治・法学分野=10名 <del>)</del> 狭義= <u>5名</u> )	

(Bulletins de la SFEJ 「フランス日本研究学会年報 (2010-2018)] に基づきグリヴォ作成)

# 【第2部】日本政治とフランス政治の比較の意義

# 1. はじめに一フランスにおける日本政治研究の意義

このプレゼンの準備をしながら、フランスにおける日本政治研究の意義について、色々考えてみましたが、あまり思いつきませんでした。ほとんどのフランス人の場合、日本が好きだったから、フランス政治と日本政治の比較研究をするといったことになろうかと思います。それでもやはり、比較研究するときは、適切な理由をつけないとなりません。こうしたなかで見えてきたのは、普遍的傾向があるということです。つまり、各国の歴史と制度的背景 - 政治学的に言いますと媒介要因 - があるなかで、同じような傾向が現れてくるのです。その説明要因を明らかにするためにケーススタディが必要であり、ケーススタディ自体の多様性が望まれると思います。

フランスでは、比較政治の大部分が、結局のところ EU 加盟国です。フラ

ンスでよくいわれていることですが、不人気な政策が加盟国から導入されるときは、それはブリュッセルにいわれたから、そうするしかないという責任転嫁になってしまっています。EUにはいろいろ問題があると私自身は個人的に思いますが、仮にEUをなくしたら、あるいはフランスがEUを脱退したら、その力関係はなくなるのかとなると、そうはいかないと思います。EUはグローバル化の象徴ですから、加盟国の市民からすると制度化されたことにより批判できる対象ができたわけです。しかし、EUをなくしたとしても、同じくグローバル化の波に流されるわけです。それは別に日本でなくてもいいのですが、どこかの国において、EUでないのにも関わらず、全く同じような経済政策が導入されていることがあれば、EUの非加盟国を研究対象とすることで、EUだけが問題であるわけではないということが簡単にわかることになります。その意味での多様性が大事になるかと思います。

つまり比較研究において多様性を増やすために、日本を研究対象にすることには意義があるかと思います。また、先ほどの上下関係の話ですが、普遍的現象は欧米で、特殊はアジアとかアフリカとかといった議論の上下関係があるなかで、普遍性と特殊性が地理的に定義されるようになることを見ると、その再検証をすることも有益かと思います。また、フランスにおける日本研究をめぐっては、(これまでは)他の国にはない現象(時代が遅れているとか)を研究するならば、日本にしか、そうした対象がないから仕方なく日本を研究対象にするといった点に着目することがものすごく多いのですが、しかし、制度や歴史はいろいろありながら類似性も見られるのではないかといった視点が、今後は新たに必要になろうかと思います。

2. 民主主義の危機の観点から一消去法による代表者の選出 例えば、政治の大統領化などについてお話ししましょう。そうした現象は フランスでも日本でも起きております。もちろん日本において大統領制を持 ち出すことはよくないことを、待鳥(聡史)先生や大山(礼子)先生もおっ しゃっております。つまり議院内閣制の下では、総理大臣の方が大統領制よりも力をもっており、なぜわざわざ大統領制について述べなければいけないのという問題はあるのです。しかし、それでも傾向としては、権力の集権化やパーソナライゼーションの傾向が生じているように思います。類似性も様々な問題も共通しているので、比較をする意義がそれだけでもなにかあろうかと思います。自分の研究と関連しているので例として挙げると、民主主義の変遷についての普遍的な傾向として、どこにいても代表民主主義が危機的な時期に入っているのではないかという指摘が、よく出てきております。では、日本を見て、今のフランスとの間でどのような共通点があり、それをどう適用すればよいのかといった点について素晴らしい発見をしてきたわけではないですが、一定の類似性があること自体を紹介したかったのです。

最近目立つのは、代表民主主義の危機です。現在、民主的正当性が低い政権が長期政権になり、かなり権力・権限を握って大胆な政策を進めている可能性があります。日本ですと、民主党政権に対する失望があり、政権交代の機運が高まった分、裏切られた感覚もありました。しかも日本は、政権が交代しても、経済政策が結局あまり変わらない。野田政権時は特にその傾向があったと言われています。「自民党野田派」とか「民主党の自民党化」ということが、新聞記事などに出ておりました。例えば、TPPは民主党政権の下で始まったのですが、その交渉が結局そのまま安倍政権に移り、トランプ政権になりいろいろありましたが、方向としては一緒だったのではないかということです。子ども手当てなどもありましたが、とにかくネオリベではないかと。竹中治堅先生が編集した『二つの政権交代 - 政策は変わったのか』(勁草書房、2017年)では、2つの政権交代を得て政策が果たして変わってきたのかという問題提起がなされ、いろいろ類型化したところ、結局、両方ありながらも、変わらなかったものの方が多かったとの結論とされておりました。

これについてはフランスでも、全く同じような現象が起きた気がします。 それはオランド政権に対する失望です。社会民主主義に対する不信が高まり、 同じく経済政策がサルコジ政権と全く変わらず、労働市場の規制緩和がされました。つまりそれは本来、社会党が進める経済政策ではなかったのです。さまざまな説明要因は入ってきますが、投票率がものすごく低く、他に選択肢が残っておらず、消去法で政権を選ぶことになります。たとえば日本でも、有権者が実際に誰に投票をしたのかという情報を見ると、「特になし」という浮動票が多く、自民党の候補者の当選が、主に消去法で生じることがあります。

(国政選挙で2回投票制を採用している)フランスでは、2017年の国民会議選挙の投票率も史上最低でした。第1回は48%で,第2回は42%です。大統領選は,第1回目の投票率が80%ぐらいにはなっておりました。第2回戦は国民戦線に対する危機感があり,投票率は比較的に高かったのですが,そうした2つの選択肢しか残っていないことを残念に思っているフランスが山ほどいました。結局、マクロン候補者の第1回目の得票率は24%ぐらいだったのですが,棄権率を入れて,有権者層のわずか18%の票を得ただけで,第2回戦に国民戦線が上がったことから,ほぼ自動的に第1回選挙の時点でマクロン勝利になるので,民主的正当性に関する問題があるのではないかと思います。マクロン大統領の当選も消去法であったと思います。

# 3. 野党の脆弱さとポピュリズムの台頭

私の博士論文の口頭試問の審査員であるリュック・ルーバン(Luc Rouban)は、『マクロン主義の矛盾』(Le Paradoxe du Macronisme, Les Presses de Sciences Po (2018))という本を書いております。それは、日本で牧原出先生が書かれた『「安倍一強」の謎』(朝日新書,2016年)に似ている印象があります。(日本では)野党が分散状態に陥り、不満の声は日本では出ないことが多いですが、安保法や集団的自衛権とか原発の再稼働時にもデモなどもあり、野党がそれを使って支持基盤を作ろうとしたけれども失敗するということがあります。これについては、フランスも一緒ではないかと思います。つまり、国民戦線だけは徐々に上がっている傾向もありますが、不満の声は、結局、政党

148 - フランスから見た日本政治―比較研究の意義 (グリヴォ)

を通じて現れることはほとんどないです。野党がそういった不満を生かして 支持基盤を作ることはできなくなりました。

マクロン大統領の支持率の推移をみても、イエローベスト運動に至り支持率が20%台まで下がりました。20%台に入るとやや危険だという印象があります。このようにマクロンが、決して高い支持を持っているわけではなく、民主的正当性がものすごく高いわけでもないのです。そのなかで、さらに野党を通じて自分の不満を反映させることができないのであれば、他にどういった手段が残っているのか。そうなると、フランスだとデモが起きているのですが、そこではやはりポピュリズムの台頭が指摘されております。

その点、日本については、ポピュリズムの研究をしている早稲田大学のグザヴィエ・メレ(Xavier Mellet)が次のことを指摘しております(Xavier Mellet, Le Cas Particulier du Japon, Les Dossiers du CERI, 02/2018 [https://www.sciencespo.fr/ceri/fr/content/dossiersduceri/le-cas-particulier-du-japon〕(最終閲覧:2020年12月22日))。つまり、日本ではそのポピュリズムが台頭していないという指摘がそのほとんどですが、彼の説は、ポピュリズムが全く台頭していないという指摘がそのほとんどですが、彼の説は、ポピュリズム的発言が使われており、また、ポピュリストが使う手法や戦略を自民党議員もそのまま使っており、ポピュリズムの形態が違うけれども、まったく台頭してないとは言えないのではないかというものです。そういうところもフランスと日本との間で類似性が見られます。

# 4. 政府への権限の集中化

これに対して、民主的正当性が比較的低いにも関わらず、政府に権限が集中化しているという指摘が、日本にもフランスにもあります。類型化すれば、 行政府への権限集中があり、国会が空洞化しているということです。

# (1) 日本の場合

国会の空洞化は日本の場合,55年体制にもあり,逆に内閣が弱すぎるから

こそ空洞化していたので事前審査制が導入されていたのであり、内閣を強め た方が国会を活性化できるのではないかという考え方がありました。1999年 に可決された「国会審議活性化及びあの政治主導を確立するための法律 | 案 では、国会審議活性化と政治主導という文言が入っており、まさしく、内閣 の強化イコール国会の活性化と考えられておりました。これについては、内 閣は確かに強くなりましたが、他方で国会審議の活性化はそれほどでもない 状況にはなりました。そのなかで、しかし、最も興味があるのは行政府内部 での集権化であり、内閣主導から首相主導/官邸主導に移行したのではない かという点です。これは山口二郎が指摘しています(たとえば、山口二郎『内 閣制度』(東京大学出版会 2007年)を参照)。トップダウン型リーダーシッ プが強化されたことに関して記されたものとして、竹中治堅『首相支配』(中 公新書,2006年)という本がありました。最近の話ですと、英文ですが、オー ストラリア人のオルリア・ジョージ・ムルガン (Aurelia George Mulgan) が 書いた著書(The Abe Administration and the Rise of the Prime Ministerial Executive, Routledge (2017)) における, プライム・ミニテリアル・エグゼクティ ブに関する記述がこれとほぼ一緒です。おそらく「官邸主導 | の訳です。

#### (2) フランスの場合

これについて、フランスでも同じ傾向が見られます。もちろん第5共和制では、元々行政府に重きが置かれていることが指摘されております。特に、国民投票を経て憲法改正が可決され、1962年から大統領選は直接選挙になったことで、その傾向が徐々に強くなってきたのです。

サルコジ大統領の下では、「スーパー大統領」という言い方がありました。この言い方は、サルコジ大統領下において実施された憲法改正前からありました。このことから、別に憲法上の制度を変えたからそうなったのではなく、大統領化の傾向のなかで、メディアを使ってリーダーシップを発揮しようとしたところ、その名がつきました。他方、マクロン政権は、自分の政権を「ジュピタリアン政権」と当選直後か直前辺りに示しておりました。つまり、自分

の政権のやり方は、垂直的な関係、トップダウン、リーダーシップでないといけないという考え方でした。その間の、オランド大統領は、自分を「普通の大統領」であるといい、サルコジ元大統領がそれについて批判しております。つまり、「普通の大統領」などそもそも存在しないのではないか、大統領であることはそれ自体普通ではない、というわけです。これは、権力のあり方に対する価値観の違いを表しているのではないかと思います。

今のマクロン政権下では、エリゼ宮(大統領府)におけるスタッフの一部の10数人が、マティニオン宮(首相府)に併任していて、司令塔が強化されたと、ルーバン(Luc Rouban)先生が指摘(Rouban (Luc), La démocratie représentative est-elle en crise?, La documentation française, 2018)しておりますが、そうしたことは今までにありませんでした。小泉政権下で秘書官の下に戦略チームを設け、いろいろと動かしたということに似ているのではないかと思います。もちろん比較するのはやや無理があるかもしれませんが、傾向としては似ております。

2008年の憲法改正では、立法府の権限が強化されたはずですが、結局のところ、そこで導入された権限のほとんどの発動の有無は、党派のバランス次第なのです。今のマクロン政権では完全に与党が国民会議を制覇しているので、権限が一応あることはありますが、全く発動されていない。事実上、行政府への集権化を是正する内容にはなってないことになります。たしかに、何もないよりはマシであるという分析もありますが、あまり効いてないという分析が通説的です。また、イエローベスト運動が勃発したことから、2018年の憲法改正草案は提出までは行かなかったのですが、さらに修正案提出を限定する事項が盛り込まれていました。これに対して、ドゥニ・マゾ(Denis Mazeaud)憲法院長官が強く批判しており、2008年の憲法改正では、一応その立法の権限が強化されたのですが、審議がスムーズに進むように、さまざまなツールを与党議員と内閣に付与したので、さらに修正案提出を限定することはやりすぎである、とのことでした。ドゥニ・マゾが言うには(フィガ

口紙 2018 年 3 月 19 日 18 頁。記事タイトル(邦訳)「議員の法案修正権限を制限することに正当な理由はない」。WEB 版:https://www.lefigaro.fr/vox/politique/2018/03/18/31001-20180318ARTFIG00186-restreindre-le-droit-damendement-des-deputes-ne-se-justifie-pas.php(2020 年 12 月 22 日最終閲覧〔一部有料〕)),今の与党議員は結局,その政治家としての経験が全くない人たちが多い。マクロン政権になってから経済界出身の方々が多く,彼らにとっての政策形成過程の時間は議会での時間とは全く合わない。要するにもちろん遅すぎる。いくら合理化したとしても,いつも不十分に感じられるわけです。

これについては、与党議員が本当に言われるまま投票し、原案通り通過させたいという点が、日本の55年体制(自民党政権)に似ているのです。ただ日本では、事前審査制度があるので、与党議員が自分の希望を盛り込むことができたので、全く審議の必要性がなかった。それに対して、フランスの場合、全くそうした事前審査がないにもかかわらず、原案通り、いわれる通りに投票するので、その枠組みで修正案の提出を限定することはよろしくないのではないかということをドゥニ・マゾが書いたのですが、結局、2019年の憲法改正草案には盛り込まれていないのです。

# 5. 与党内部における統制力の強化

政府の中での集権化もあり、野党の分散状態もありますが、そこまで権力が集権化したというのは、やはり総裁、またはフランスでそれにあたるポジション―フランスでは政党の総裁が力をもっているわけではなく、あくまでも大統領は正式にはもはやその政党には属してないのです―にある大統領が、力を握っているわけです。

日本では、1994年に選挙制度改革や政治改革があり、総裁の権力が強化されました。また、総裁が政党の顔となり、選挙での公認権限が重要になりました。これにより造反議員を公認しないという現象が郵政解散で見事に現れました。さらに政治資金の規制法改革によって派閥の後退が確認されました。

総裁任期も、小泉政権下では、2年から3年になって、安倍政権下では再選 可能回数も連続2期から連続3期までとなり、長期政権下のひとつの原因と なりました。

これについては、再選可能回数を増加することに成功したこと自体、今の 政権における首相が、自民党に対して統制力を持っているということではな いかと思います。それが、ウエストミンスターモデルに近づいているとも言 われます。しかし、政府と与党が、ウエストミンスターモデルと同じように 一元化しているのか、ということとなるとそうではないのではないかと思い ます。つまり、今の政府にたくさんの与党議員が入閣しているわけでもない し、副大臣の政務官はもちろんおり、大臣ももちろんいるのですが、それを イギリスと比べてみると全く桁が違います。イギリスは100~120名います。 いずれにしても、統制力が高まったといえますが、それについてはフラン スで全く同じ現象が起きています。それは(フランスの場合)政界の再編か らですが、今の議員は結局のところ地盤が脆弱なわけです。これについても、 日本の自民党議員の地盤は、フランスの議員よりはだいぶ強いかと思います が、派閥が後退し後援会の力で当選するというよりも、首相の顔で各議員の 当選が決まることになっているのではないかと思います。

フランスでも、与党議員がマクロン人気で当選したことは皆わかっています。そもそも名前自体が知られていないので、マクロなくしては当選していなかったと皆わかっているわけなのです。そこで、当選してから再選を願望がある限り、必ず忠誠心を持たないとならないのです。昔から存在はしていたのですが、当分使われてなかった語が、この2、3年前から、改めて浮上してきております。それは「服従する議員」、「道具化した議員」という語句です。これにより、与党が提示する予算案や法案を与党議員が反対した場合に、除籍処分を受けたりするなど、政党規律が強化されている。それが政府の権限強化につながります。

#### 6. 官邸による官僚人事の強化

官邸の官僚人事の強化については博士論文の中でも研究してきたのですが、官僚については、ひとつのカウンター・パワーでもあったのです。しかし、政党における与党議員のカウンター・パワーが弱くなり、官僚からのカウンター・パワーも弱くなり、さらに野党議員からのカウンター・パワーも弱くなりました。そして、2014年に内閣人事局ができ、官僚の幹部人事の一元管理が導入されたのです。こうした一元管理自体は別に問題ないかと思うのですが、その中でもだいぶ関与が強くなったという指摘があります。また、人事慣行を破って流動化させるべきだという意見もわかりますが、内閣法制局長官人事が注目され、最近では東京高検検事長の問題も出てきたわけです。

実はこうしたことについてフランスでも似たような傾向が見られます。マ クロン大統領の当選後、彼はすぐに局長級相当職は全部自由任用にすると言 いました。そもそもフランスでは、自由任用の枠が大きく200人くらいのポ ストがあります。フランス型のそうした猟官システムを導入するといったの ですが、実際に数字を見ると、そこまで猟官システムを入れていないことが いえます。実は、そもそも必要でなかったのではないかというのが通説です。 結局、政策形成過程は、全部大臣キャビネに集中しており、部局は実施のみ となりました。オランド政権の時は、大臣キャビネが600人までと膨大化し ていました。日本ですと、幹部職は650人くらいです。内閣人事局の枠に入っ ているのは680人で、指定職は900人ぐらいですが、それは自治体に一応幹 部職があのまあ、出先機関でそういうのがあるからそうなっているのですが、 600人が大臣キャビネに入るというのはなかなかの数字です。そうなると、 猟官システムはもはや不要ということになります。そこでそれをスリム化し たのですが、今年に入り、やはり再拡大するということになりました。それは、 政策形成過程に集中しているから人手不足であるっていう大臣からの苦情が 上がってきたからであると言われています。

これと似ているので言及するのですが、パリの高裁検事総長を1年前に1

本釣り人事をしたのです。普通は、検察庁(のような組織)から3名の候補者を推薦したのですけれども全部不採用となりました。こうしたことは初めてだったのです。別に抜擢でもいいのですが、その後は政権を批判したメディアパートが、自身が持っていた情報を報道したことから、それをどのように入手したのかという調査をすべく、当局が急な取り調べを命じたのです。ただ、その令状がなかったことから、新聞社としてのプレスの自由や言論の自由の視点から憲法上の疑義が生じました。さらに野党の本部にも急な取り調べがなされました。

これについては、単なる政局であると思われるかもしれません。他方で私 の中では、これは上記の傾向の表れなのではないかと思います。どの政権を 見てもスキャンダルがあるので、この政権について特別にスキャンダルが多 いとは言えないかもしれないですが、本質的な問題かなと。日本でも、森友 学園や加計学園、桜を見る会などの問題があります。上智大学の中野晃一は 『私物化される国家-支配と服従の日本政治』(角川新書, 2018年)という本 を書いており、結局、官邸主導になり、族議員によるあの利益誘導よりも官 邸からの利益誘導が生じているのではないかと。また忖度の問題は、官僚人 事の関与と絡んでいるという指摘もあります。政治主導が議論されていたと きには、公務員からはその中立性を大事にしないといけないという指摘があ り それは公務員の既得権益や裁量権を守りたいから猛反発しているだけで はないかと言われたりもしましたが、結局、官邸主導になって忖度の問題が 生まれ、中立性を重要にしないといけないということになったように思いま す。つまり、中立性を全く考慮しなければ、忖度の弊害が必然的に生まれて くるのではないかということです。これはまさしくモンテスキューが『法の 精神』で述べたことですが、権力を握っている者はその権力を使って濫用す るから三権権分立をするしかないということになります。こうしたことにつ いては、そのようなことから、忖度などの問題が絡む、行き過ぎた政治主導 ではないかという指摘もある一方で、そもそも政治主導の趣旨を誤解し、変

にその力を使っているだけであるという見解もあります。

イギリスにも政治主導がありますが、公務員の中立性が確保されています し、そこまで政権が官僚人事に介入しておりません。だから変にウエストミ ンスターモデルの一部だけを導入しつつ、他方でフランスの大臣キャビネの ようなものをミックスで入れて、政府がやりたい放題になっているようにも 感じます。そこで、公務員の中立性専門性の重要性が再認識されてきている ように思われます。これにより、ウェーバー型官僚像が再来するかもしれな いという見立てもできます(あまり期待しない方がいいと思いますが)。

#### 7. 政治スキャンダルへの対処方法

スキャンダルに関して目立ったのは、国会の政府に対する監視機能がかなり脆弱であるということです。例えば、日本においては、公文書改ざんの問題で、佐川理財局長が証人喚問で質問されましたが、刑事追及の恐れがあるということで答えられないということがありました。実はこれが、フランスにおける最近のベナラ事件(大統領のボディーガードが起こした事件)と全く同じです。つまり、証人喚問で刑事追及の恐れがあるから、もう答えられないとなったのです。しかし、フランス国民会議の調査委員会では、与党がその権限を持っており発動しない限り結局なんの実態もなくなることから、こうした委員会運営自体を野党が批判ました。批判の理由は、ほとんど質問を聞かず、何もなかったかのように運営してきたからです。これに対して、(共和党主導の)元老院が問題視し、元老院の調査委員会では、かなりベナラを責め、新しい事実が発見されました。これによりメディアもいろいろと報道し、元老院の存在感がだいぶ高まりました。

けれども、スキャンダルは、野党によって不満を噴出することができないので、別の形で噴出するしかない。もちろん、デモとかイエローベスト運動などもあります。歴史学者であるピエール・ロザンバロン(Pierre Rosanvallon)は、『カウンター・デモクラシー』(Pierre Rosanvallon, *Counter*-

Democracy: Politics in an Age of Distrust, Cambridge University Press (2008))という本を出版しており、対抗策として代表民主主義の機能以外の道具/ツールを使用するしかないとしていますが、スキャンダルについては、その1つのツール/道具だとしています。

#### 8. 近年における諸傾向

最後にチェックアンドバランスの現状を見ておきます。これについては、 三権分立による抑制機能として、フランスでは元老院の存在意義が再確認されましたが、さらに、行政権に対する抑制機能としての司法権の発動が増加していることが特徴的です。これについては、自分が言っているわけではなく、ヴィオレヌ・ルーセル(Violaine Roussel)が、2003 年から指摘していました(Violaine Roussel, La judiciarisation du politique, réalités et faux semblants, Mouvements, n° 29, 2003, pp12-18 (https://www.cairn.info/revue-mouvements-2003-4-page-12.htm [最終閲覧:2020年12月22日])。つまり、「政治の司法化」現象です。トランプ政権でも最近話題になっており、けっして新しい現象だとは言えませんが、司法権を政治的な武器として使うということです。その傾向が増えてきたように感じられます。三権分立以外の、憲法によらない抑制機能も弱くなってきています。もちろんそういった傾向が、様々な制度改革によるともいえるし、また他の要因も入ってくるかと思いますが、先述の通り、官僚組織の抑制機能がかなり低下し、与党議員の拒否権もだいぶ弱くなり、野党の存在感も弱くなってきました。

結局, こうした傾向について, ベルナール・マナン (Bernard Manin) が 1995 年に書いた著書『代表民主制の原則』 (Principes du gouvernement représentatif) で (なお同書は, 2019 年に第 3 版が刊行されている (Bernard Manin, *Principes du Gouvernement Représentatif*, 3° édition, FLAMMARION, 2019)), において「観客民主主義 (Démocratie du public)」という概念を示していました。それは、公共部門のパブリックではなく、サッカーの試合で応

援するお客さんみたいな存在を指しており、観客民主主義と書いたのですが、 世論と選挙結果が一致しないと言うのが1つのポイントなのです。この観客 民主主義のポイントとしては、国民にとって信頼できる政治家を選ぶ。それ は、ポピュリズムの台頭と繋がるかと思いますし、また、ポピュリストだか ら信頼してよいとは思いませんが、本当のことを言っているように聞こえる ので信頼できるといった観点から選ぶわけです。また、広告のエキスパート である広告代理店が、選挙時にチームの中に入り、イメージ戦略によって当 選者を出すといったことです。つまり、世論と選挙結果が一致しないのです。 このところの20年ぐらい前から、内閣支持率を見ないと力のバランスがわか らず、また浮動票が大きくなることから、議会ではなくメディアの議論を見 ないとわからないことが多くなっているのです。

#### ベルナール・マナンによる民主主義の類型

	Parlementarisme 議会制民主主義	Démocratie de partis 政党政治の民主主義	Démocratie du public 観客民主主義	
指導者の選挙	<ul><li>信頼できる者</li><li>名望家</li><li>候補者と地域との 関係が重視</li></ul>	<ul><li>党員</li><li>政党に対する忠実が重視</li><li>社会階級によって 影響される</li></ul>	<ul><li>信頼できる政治家を</li><li>広告代理店</li><li>投票=政治的供給への反応</li></ul>	
指導者の独立 の度合い	- 指導者は自分自身 の信念によって政 策を進める	- 指導者はマニフェ ストの枠内で優先 順位を決定	- イメージで当選	
世論と選挙結果の関係	<ul><li>- 世論と選挙結果は 不一致</li><li>- 国民の声は「議会 の門の前にある」</li></ul>	<ul><li>- 世論と選挙結果は 一致</li><li>- 少数派には野党が 存在</li></ul>	- 世論と選挙結果の 不一致 - 世論調査が重視	
討論・交渉の場	- 議会	<ul><li>党内交渉</li><li>政党間交渉</li><li>ネオ・コーポラティ ズム</li></ul>	<ul><li>政府対利益団体の 交渉</li><li>メディアでの議論</li><li>浮動票の台頭</li></ul>	

(Bernard Manin, Principes du gouvernement représentatif, 1995, p.303 をもとに作成)

### 9. おわりに一比較研究の重要性

いずれにしても、比較研究をして、普遍的傾向があったとしても、やはりアウトプットが媒介要因を通じて違う形で現れてくるので、制度だけを見るのではなく、社会の変動も分析の射程に入れることがやはり大事だと思いました。そして、それは学者だけの問題ではなく、制度改正や改革をしている政治家にとっても大事だと考えます。日本では選挙制度改革をすれば、自動的に派閥がなくなるとか、今までの55年体制の問題が自動的になくなるとか、と思っていたのかもしれません。実際に20年をかけて一定の変化が見られたのかもしれませんが、しかし、いくらイギリスをモデルにして制度を導入したとしても、それは全く同じアウトプットになるとは限らないわけです。制度や憲法を見るときは、社会の変化などを踏まえていかないと分析が足りないのではないかと思うしだいです。

#### 【解題】

2020年2月,本解題を書く新井が研究代表者とする科研費・基盤研究C「日本憲法研究の国際比較-グローバル立憲主義の形成における日本憲法の寄与可能性」(課題番号17K03357)における研究課題の遂行の一環として、フランス・パリ大学(Université de Paris)准教授(Maître de conférences)のアルノ・グリヴォ(Arnaud Grivaud)氏を日本に招聘した。本講演録は、その研究活動のひとつとして、2020年2月21日(金)に関西学院大学梅田キャンパスで実施された研究講演会における同氏の講演を誌上採録したものである(当地での研究講演会の実施にあたっては、関西学院大学の伊藤正範教授に開催にあたって現地責任者としての協力を得た)。

日本現代政治研究が専門のアルノ・グリヴォ氏は、2019年9月より、パリ第7(ディドロ)大学(同年、他大学との統合を経て「パリ大学」への名称変更があった)准教授に着任された、フランスにおける数少ない日本政治研究者のひとりである。パリ第7大学に提出された博士論文「日本の政治体制

の再編 – 1990 年代以降の政治システムにおける官僚制」(フランス語)により第34回渋沢・クローデル賞(2017年)を受賞された。日本語では、「公務員の女性活躍と働き方改革―両立支援からキャリアアップに向けた支援へ―」行政管理研究166号(2019年)[出雲明子氏と共著]、読売新聞(2018年1月11日付)「[論点]代表民主主義の危機 各国で」などを寄稿されている。本講演は、すべて日本語で実施された。今回の誌上採録にあたっては口頭報告と質疑応答のうち質疑応答部分を割愛し、口頭報告部分の文字起こしを読みやすいように表現を修正し、内容を要約した(なお、当日のご講演ではパワーポイントが併用された。また、本稿の文字起こし段階で、参考資料をカッコ書きで追加し、WEB資料は、本編集への掲載のため脱稿前に再度確認し、最終閲覧日を記載した)。掲載にあたっては、グリヴォー氏ご本人の承諾とともに内容の確認を得ている。

(新井 誠・記)